

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 平成26年9月19日（金）18:28～18:36
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

<WG委員>

- 委員 工藤 和美 シーラカンスK&H株式会社代表取締役
東洋大学理工学部建築学科教授
- 委員 坂村 健 東京大学大学院情報学環・学際情報学府教授
- 委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

<提案者>

- 中島 慶二 環境省野生生物課課長
- 東岡 礼治 環境省野生生物課鳥獣保護業務室室長補佐
- 松尾 浩司 環境省野生生物課鳥獣保護業務室狩猟係長

<事務局>

- 富屋 誠一郎 内閣府地域活性化推進室長代理
- 松藤 保孝 内閣府地域活性化推進室参事官

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 有害鳥獣捕獲許可権限の市町村への移管
- 3 閉会

○松藤参事官 続きまして、環境省さんから、有害鳥獣捕獲許可権限の市町村への移管につきまして、野生生物課の中島課長ほかの皆さんに来ていただいております。

原委員、よろしくお願ひします。

○原委員 遅くなって、申しわけございませんでした。よろしくお願ひします。

では、前回の続きでよろしゅうございますか。

○松藤参事官 原則、議事録、資料は公開となっておりますが、いかがでしょうか。

○中島課長 公開で構いません。

○原委員 前回、どう終わっていたのですか。

○事務局 養父市のほうで有害鳥獣が問題になっているので、その捕獲の権限をかなり市のほうに自由にやらせていただいて、有害鳥獣の捕獲を進めさせてほしいという話が前回

あった中で、兵庫県のほうに権限がおりてきて、兵庫県と養父市の関係というところから話があって、その後、事務局との間で話をさせていただいて、説明させていただいています。

○中島課長 それでは、私の認識で話をさせていただきます。

今、御紹介がありましたとおり、養父市のほうで基本的に全部権限をおろしていただければスムーズに済むのではないかという提案に対して、そもそも許可の権限を市のほうにおろしているはずなのに、なぜそこがうまくいっていないのかがよくわからないなということで、こちらのほうで調べてみたら、そもそも兵庫県のほうで鳥獣保護事業計画をつくったときに、許可の基準を、我々が考えるに、シカ、イノシシであれば1年ずっと許可をしてしまえばいいようなものなのに、3カ月の期間をつけて基準をつくっているものだから、そこが問題だったという話になって、それについてはその後も兵庫県のほうに今回のこの話をしまして、特例の許可みたいなことも考えていただいたらどうでしょうかというアドバイスもこちらのほうからしているところでございます。

○工藤委員 直接アドバイスされた。

○中島課長 はい。県に対して。というのが1つ。

もう一つは、ちょっとこの資料をお配りさせていただいておりますか。

今回「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」とありますけれども、これはつまり、それぞれの県ごとに鳥獣保護事業管理計画を今後つくるときにつくり方のテキストみたいなものとして、国が定めて告示をするものでありまして、この中に、そもそも今回、法律改正で新たにできた指定管理鳥獣の扱いについて、その基本的な考え方を示している部分、例えば1ページの上から4行目に「(4) 指定管理鳥獣」とあって、これをどういったものを対象とするのかとか、あるいはこの指定管理鳥獣の管理の基本的な考え方はこうですよという国としての考えを示していくところであります。

この「②管理の考え方」ですけれどもこれまでは「従来の有害鳥獣捕獲においては、捕獲数や捕獲の期間等は、『被害を防ぐための必要最小限』』としていました。これはもともとのこの法律の基本は保護をベースにしていたものですから、必要最小限にすることを基本としていたのだけれども、指定管理鳥獣の管理に当たっては、もちろん地域で絶滅させるわけにはいかないのですが「必要な捕獲等を推進することを念頭に置いて対応するように留意する」ということを、今までの一般の鳥獣とは考え方を変えてくださいねということを書いています。

さらに、個別の基準を定めるところですが、もう1枚めくっていただきまして、258行目のところに、先ほどのことをもう一度言っているわけですけれども「有害鳥獣捕獲のための捕獲許可は、被害等の状況及び防除対策の実施状況を的確に把握し、その結果、被害等が生じているか又はそのおそれがあり、原則として防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行うものとする」つまり、防除のいろいろな作業をすれば、殺さなくてもいいのではないかという場合もありうるので、そういったチェックをなさいと言

っています。外来鳥獣はこの限りではないというものがもともとあったのですが、ここに指定管理鳥獣を加えて、相手が指定管理鳥獣であればそういうチェックをしなくてもいいよということを書いてあったり、同じような話ですけれども、263行目等も、外来鳥獣を並べて、つまり、予察駆除というのを必要な場合にはやることになっているのですが、そういうときにも、非常に限定的に扱いをしてくださいということが書いてあるのですが、外来鳥獣と指定管理鳥獣についてはその限りではありませんと、余り考えなくてもいいですからねということ、ここに書いてあります。

289行目が有害鳥獣捕獲期間、先ほどの3カ月に県がしていたところですが、ここも、一般の鳥獣であれば、基本的には保護をベースに考えていただくわけですが、捕獲等の対象が指定管理鳥獣または外来鳥獣である場合等々についてはその限りではないとして、期間もなるべく制限をせずにやってくださいということ、新たに今回、示すことにいたしました。

今、これはパブリックコメントにかけております。

○工藤委員 施行はいつになるのですか。

○中島課長 パブコメは大体1カ月とってありまして、その後、審議会に一度諮ります。

○工藤委員 3カ月とか。

○中島課長 3カ月はかからない。2カ月ぐらいです。

○松尾狩猟係長 そうですね。大体そのぐらいで。

○中島課長 予定はそういうことです。

以上、こちらのほうからの説明でございます。

○原委員 これは兵庫県さんとの関係では3カ月云々という話は早めに対処してくださいということで、アドバイスをいただいているわけですね。

○中島課長 はい。

○原委員 わかりました。引き続きよろしくお願いします。

○工藤委員 なかなか小さい自治体だと法のシステムが理解できない部分もあったり、県レベルでもそういうことがあったりするから、そういうところにお助けをやはり霞が関がしていただかないと。

○中島課長 必要な場合はどんどんやっていきたいと思っております。

○工藤委員 よろしくお願ひいたします。

という感じでいいのかな。御苦労さまです。

○原委員 それでは、よろしいですか。

事務局もよろしいですか。

では、どうもありがとうございました。